コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

NASU DENKI-TEKKO CO.,LTD.
最終更新日：2015年12月24日
那須電機鉄工株式会社
代表取締役社長 那須 幹生
問合せ先：総務部 TEL03-3351-6132
証券コード：5922
http://www.nasudenki.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業価値の継続的な向上を図るとともに、社会から信頼され、必要とされる企業となるために、経営の透明性、法令等の遵守、業務の適正と効率性の追求、社会から有用とされる製品やサービスを提供することにより企業の社会的責任を果たしていくことが重要であると考えております。
当社グループは、昭和34年1月に創業者那須仁九朗による3章からなる社憲「人の和」、「誠実」、「奉仕の心」を制定し、当社グループの経営の拠りどころとして事業を展開し、企業運営に努めて今日に至っております。また、役員および社員の日々の活動の拠りどころとして「企業行動規範（経営理念・企業行動指針）」を定め、法令や社会ルールを守る高い倫理観と厳しい自己規律を実現し、社会から求められる企業となることを目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-2】
当社では、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう株主総会招集通知の早期発送を行っておりますが、招集通知発送前の開示を行っておりません。平成28年6月の定時総会よりTDnetや自社のウェブサイトにより電子的に公表いたします。

【補充原則1-2-3】
当社では、株主総会開催日等総会関連の日程の設定にあたっては、決算書類を作成する時間、会計監査人や監査等委員会の監査日程、取締役会の承認等を考慮しますと、6月下旬とならざるを得ません。また、会社の休日（土・日曜日）、総会準備のため月曜日および月末は避けることとしており、結果的に集中日の開催となっております。

【補充原則1-2-4】
当社では、現在、機関投資家や海外投資家の比率が相対的に低い状況であり、現時点では議決権の電子行使ならびに株主総会招集通知の英訳版の作成は考えておりません。今後、その比率が20%以上となった時点で検討いたします。

【補充原則1-2-5】
当社では、基準日時点において株主名簿に記録されている議決権を有する株主の方をもって、議決権行使が可能な株主としているため、信託銀行等に代わって株主総会に出席し、自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合でも、これを認めておりません。

【原則3-1】
(5)社外取締役候補者の選任理由につきましては、株主総会招集通知にて開示しております。社外取締役を除いた取締役候補者につきましても、来年度以降は、株主総会招集通知等にて、個別の選任理由を開示する予定です。

【補充原則3-1-2】
当社では、現在、海外投資家の比率が相対的に低いことから、現時点では英文での情報開示・提供は行っておりません。今後、その比率が20%以上となった時点で検討いたします。

【補充原則4-2-1】
中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合など、健全なインセンティブが機能する仕組みついては、今後、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-11-3】
取締役会全体の実効性につきまして、分析・評価を行っておりません。今後、分析・評価の方法ならびに開示の方法につきまして、検討を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】
当社では、安定的かつ継続的な取引関係の維持・発展を図るため、政策保有株式を保有いたします。なお、政策保有株式の新規取得、買い増しや売却の要否は、取締役会規程に従い取締役会での承認を要することとしております。また、同株式に係る議決権行使に関しては、その議案が当社の保有方針に適合しているかどうかの判断に加え、発行会社の企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っております。なお、個々の株式によって総合的判断が必要なため、現時点では、統一の基準は設けておりません。

【原則1-7】
当社では、取締役と会社間の取引および競業取引は、取締役会規程に従い取締役会での承認を要することとしております。なお、取引を行うにあたっては、会社および株主共同の利益を毀損することの無いよう、取締役会におきまして、当該取引の妥当性や合理性について審議し、承認を得るものとしております。当該取引につきましては、法令に従い株主総会招集通知ならびに有価証券報告書にて開示しております。また、取締役の関連当事者間の取引の有無につきまして、毎年3月末現在で、書面により確認を行っております。

【原則3-1】
(1)経営の基本方針や経営戦略につきましては決算短信ならびに有価証券報告書にて開示しております。
(2)コーポレートガバナンスの基本方針につきましては、本報告書の「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」および有価証券報告書に記載しております。
(3)取締役の報酬等の決定に関する方針を株主総会招集通知ならびに有価証券報告書にて開示しております。
(4)経営陣幹部の選任、取締役候補の指名につきましては、専門的かつ高度な知識とすぐれた能力を有し、人格的にも優れ、見識のある人を総合的に判断し、取締役会にて審議、決定しております。

【補充原則4-1-1】
当社では、取締役会で決議する事項を取締役会規程に定めており、法令、定款、取締役会規程に従って運営しております。また、経営幹部は、業

務分掌規程、職務権限規程、稟議規程に従って、取締役会にて決定された経営方針と経営目標に即して、適切に業務を執行しております。

【原則4-8】
当社は、社外取締役の機能を活用し、取締役会の監督機能強化を図るため、監査等委員会設置会社に移行しております。当社の監査等委員である取締役3名のうち2名を独立社外取締役として選任しており、必要に応じて独立かつ客観的な立場で意見を述べるなど、独立社外取締役としての職責を果たしていると考えております。

【原則4-9】
独立社外取締役の独立性につきましては、当社との間に人間関係、資本的関係または取引関係その他特別の利害関係を有していないこと、一般株主と利害相反の生じる恐れが無いこと、および金融商品取引所が定める独立性基準を満たすものとしております。

【補充原則4-11-1】
当社は、営業、開発、生産、管理の各部門での専門的かつ高度な知識と優れた能力を有し人格的にも優れ見識のある人を、事業規模を踏まえたうえでバランスよく取締役として選任することとしており、取締役の選任につきましては、監査等委員会による評価・意見を踏まえて行ってまいります。

【補充原則4-11-2】
取締役・社外取締役の他社での代表取締役を兼任する者のみ、その状況は株主総会招集通知、有価証券報告書等にて開示しております。取締役は、当社グループ以外の会社での役員兼任は行っておらず、社外取締役につきましても他社で役員を兼任しておらず、業務に専念できる体制となっております。

【補充原則4-14-2】
取締役に対するトレーニングの方針につきましては、教育訓練規程に従い「教育訓練実施要領」を発信し、取締役を含め自らの役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニングの機会を提供しており、その費用につきましては、会社負担としております。

【原則5-1】
当社では、IR担当取締役を選任するとともに、総務部内にIR担当者を設置し、株主や機関投資家からの電話問合せやスモールミーティングなどのIR取材に対して積極的に応じております。なお、対話に際しては、IR担当取締役のもと総務部と経理部が連携して対応することとしており、インサイダー情報の漏えいにも留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率　10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社那須商事	630,000	5.25
明治安田生命保険相互会社	500,000	4.16
株式会社三井住友銀行	500,000	4.16
みずほ信託銀行株式会社	408,000	3.40
山洋電気株式会社	316,000	2.63
三井物産メタルワン建材株式会社	307,000	2.55
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	300,000	2.50
那須俊好	290,000	2.41
JFEスチール株式会社	251,000	2.09
株式会社千葉興業銀行	165,000	1.37

支配株主(親会社を除く)の有無　――――

親会社の有無　なし

補足説明

上記「大株主状況」のほか、当社所有の自己株式331,469株(2.76%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分　東京 第二部

決算期　3 月

業種　金属製品

直前事業年度末における(連結)従業員数　100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高　100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数　10社未満
更新

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

現時点で重要な影響をあたえうる特別な事情はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
黒滝　一雄	公認会計士											
木村　英知	その他											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
黒滝　一雄	○	○	——	公認会計士および税理士とて、企業会計、税務全般に精通していることから、社外取締役(監査等委員)として専門的な見解を活かして頂けるものと判断しております。また同氏、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断して独立役員として選任しております。
木村　英知	○		——	豊富な経験と幅広い知識を有しており、社外取締役(監査等委員)として客観的な立場から取締役の職務執行について監査・監督を行っていただけるものと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人として、内部監査部門である監査室員3名のなかから1名を配置しています。また、取締役（監査等委員を除く）からの独立性の確保については、当該使用人の人事等に関する事項は監査等委員会の同意を得たうえで決定するとともに監査等委員である取締役の指示の実行性を確保するため、当該使用人はその職務にあたっては監査等委員である取締役の指示に従うものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

取締役会における業務執行状況ならびに決算についての報告、監査室からの内部統制システムに関する内部監査報告を受け、また、監査等委員会における意見交換・情報交換等を行うとともに会計監査人と連携を保ち、実効性のある監査を実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬やストックオプション、その他インセンティブ付与に関する制度は導入していませんが、業績等を勘案して役員賞与の支給を行っています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告、有価証券報告書にて全取締役の総額を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、株主総会で決議いただいた総額の範囲内で、役位や職責に対応した固定給としての基本報酬と単年度の業績に連動した賞与からなっており、取締役会にて決定することにしております。
監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会で決議いただいた総額の範囲内で、個々の監査等委員である取締役の職務と責任に応じた報酬額を監査等委員である取締役の協議によって決定することにしております。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人として、内部監査部門である監査室員3名のなかから1名を配置しています。また、監査室は、監査等委員会監査のために必要な報告または内部監査で得られた資料の閲覧に協力するなどのサポート体制をとっています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

（取締役会）
取締役会は業務執行取締役8名および監査等委員である取締役3名の合計11名で構成されており、毎月1回定時で取締役会を開催するほか、必要に応じ随時開催し、重要かつ高度な経営上の意思決定を迅速に行い、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行の監督や経営の透明性向上に努めております。

（監査等委員会）
監査等委員会は社外取締役2名を含む監査等委員である取締役3名で構成されており、毎月1回定時で監査等委員会を開催しております。監査等委員である取締役は、常務会、リスクマネジメント委員会など重要な会議に出席するなどして、独立した立場で取締役の職務執行について、適法性および妥当性監査等をしております。

（業務執行における重要事項を審議する会議体）
業務執行における重要事項を審議する会議体として、常務会、リスクマネジメント委員会などの専門委員会を設けており、代表取締役の業務執行上の意思決定を支援しております。

（会計監査人）
会計監査人として東陽監査法人と監査契約を結び、期中を通じて会計監査を実施しております。
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、橋元秀行氏、田島幹也氏、早崎信氏であり、東陽監査法人に所属いたしております。継続監査年数は、全員7年以内であります。その他、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他3名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、平成27年6月26日より、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会において議決権を有する監査等委員の経営参画により、取締役会の監査・監督機能の強化を図ることで、当社の更なるコーポレートガバナンスの充実を目的としています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より1営業日前倒し、発送を実施しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、決算短信などのIR資料のほか、株主総会招集通知・株主総会決議通知を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部内にIR担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループが企業活動を展開していくにあたって、株主、取引先、従業員、地域社会などのステークホルダーと良好な協力関係構築について、企業行動規範に規定し、実行しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社が社会に有用な製品ならびにサービスを提供し、企業市民としての社会的責任を遂行することにあたって、自然環境の保全と環境諸問題の解決に万全を期し、その企業責任を全うすることを目的として環境保全規程を制定し、事業活動を行っております。なお、当社砂町事業所および八千代事業所においては、環境マネジメントシステムISO14001の認証を取得し、同システムに基づき環境保全に努めており、その他の事業所においてもISO14001へのチャレンジも含めて環境保全活動に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時適切な会社情報の開示が証券市場の根幹をなすものであると認識するとともに、常に迅速、的確かつ公平な会社情報の開示を行えるよう適時開示規程を定め、実行しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は会社法の規定に基づき、内部統制システムに関する基本方針を定め、業務の有効性および効率性の強化、財務報告の信頼性確保、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全に努めています。また、社会経済情勢その他当社を取り巻く環境の変化に応じて適宜基本方針の見直しを行い、その改善・充実を図っています。
内部統制システムに関する基本方針の概要は、以下のとおりです。

1.当社ならびに子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社グループは、企業グループとしての経営方針、企業行動指針・行動規範に基づき、代表取締役社長の指揮のもと、リスクマネジメント委員会により、取締役および社員に対し、コンプライアンス体制の強化を図ります。
また、各業務プロセスにおいては、統制活動・情報と伝達・モニタリングを通じて、コンプライアンス体制の推進に努め、監査等委員会および監査室は定期的にコンプライアンス体制の調査、法令・定款等の遵守状況の監査を行い、問題点の指摘・改善指導に努めます。
なお、「内部通報規程」等により、当社グループが継続的かつ安定的に発展する妨げとなる法令等違反や社内不正などを防止または早期発見し、是正に努めます。

2.当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に係る体制ならびに子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社グループは、取締役の職務執行に係る情報を含め取締役および社員が法令、定款、取締役会規程、稟議規程、文書規程に則った情報の保存および管理を行います。また、検索・閲覧可能な状態で「文書規程」に定められた期間、適切に保存管理します。
また、グループ会社管理規程に基づき、子会社の取締役および社員の業務執行に係る事項について、当社の担当部門から報告を求め、必要があれば取締役会に報告します。なお、グループ各社の社長、または担当者による定例会を開催し、各社の職務執行状況や情報の共有化に努めます。

3.当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループの事業活動を取巻くさまざまなリスクに対して「リスクマネジメント規程」に基づき、的確な管理・実践に努めます。併せてリスクマネジメントを推進する「リスクマネジメント委員会」の充実を図ります。
各業務プロセスにおいて発生する可能性のある全てのリスクを洗い出し、その評価を行って対応策を講じるなどのリスクマネジメント委員会による組織的な取組みを支援して行きます。併せて、危機管理マニュアル、事業継続計画により、不測の事態に備えます。

4.当社および子会社の取締役の業務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務執行については、毎月取締役会を開催し、重要かつ高度な経営上の意思決定を迅速に行い、業務執行の監督や透明性の向上に努めています。
また、取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程により、業務を展開して行きます。
なお、当社監査室による業務監査等を行っており、それぞれの部門における業務監視を統括しながら、より充実した業務監査に取組みます。

5.当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループとしての経営方針、企業行動指針・行動規範、グループ会社管理規程に基づき、経営管理および内部統制に関する指導・助言の充実に努めます。
また各子会社においては、責任者を定めてコンプライアンス体制の強化を図ります。

6.監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する体制と当該取締役および使用人の他の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および社員（補助使用人という。）を置くことを求めた場合には、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、取締役および監査室員の中から監査等委員会の職務を補助すべき補助使用人を置くものとします。また、他の取締役からの独立性の確保については、当該補助使用人の人事等に関する事項は監査等委員会の同意を得たうえで決定するとともに監査等委員会の指示の実行性を確保するため、当該補助使用人はその職務にあたっては監査等委員会の指示に従うものとします。
なお、当社は、監査等委員会の職務を補助すべき補助使用人を監査室員の中から1名選任しています。

7.当社および子会社の取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制および報告をしたことを理由として不利益な取扱を受けないことを確保するための体制ならびにその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、当社取締役会をはじめ重要な会議に出席し、社内稟議書を閲覧するとともに業務執行部門等に対し監査に必要な情報の報告を求めることができ、また、監査室と緊密な連携を保ちつつ、客観的な監査を実施する体制を整備しています。
なお、当社監査等委員会は会計監査人との会合を通じて、意見・情報交換を行っています。
当社グループに著しい損害を与えるおそれのある事実や重大な違反行為を発見したときは、ただちに当社監査等委員会へ報告するものとします。なお、内部通報規程により、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定し、適切な運用を行います。

8.監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制
監査等委員がその職務の遂行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、当該費用または債務を支払います。

9.財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、当社が定める「財務報告に係る内部統制基本方針」に基づき、内部統制システムの整備・運用を図ります。また、業務執行部門による内部統制システムの自己評価のほか、監査室による内部統制システムの評価を継続的に実施し、必要な是正を行ないます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社グループの企業行動指針・行動規範において「反社会勢力に対しては、毅然とした態度を取り、一切関わりません。」と規定しており、反社会勢力による不当要求に対しては、代表取締役等の経営トップ以下、組織全体として対応し、外部専門機関等との連携や、有事における法的対応を行う所存であり、取引を含めた一切の関係を遮断しています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。)に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」(以下、「本対応方針」といいます。)を導入しております。

(1)会社の支配に関する基本方針の内容
当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。
一方、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社の株主の在り方は、市場での自由な取引を通じて決まるものであり、当社の支配権の移転を伴う買収行為がなされた場合に、これに応じるか否かの判断も最終的には株主の皆さまの意思に基づき行われるべきものと考えております。
しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆さまに株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。
当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断し、法令および当社定款によって許容される範囲で必要かつ相当な措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2)本対応方針の内容
当社は、当社株式に対する大規模な買付行為や買付提案が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合にそれに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆さまの意思に基づき行われるべきものと考えております。
以上の状況を踏まえ、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付等が行われた場合に、株主の皆さまが適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルールを設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付等がなされた場合の対抗措置として買収防衛策を導入しております。
本対応方針の有効期限は、平成30年6月に開催される当社定時株主総会終結の時までとなっております。
なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページ(http://www.nasudenki.co.jp)をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1.各種会社情報の取扱

【決定事実・発生事実・その他の重要事実】
(1)適時開示の可能性がある各種会社情報は、取締役会および各部門情報管理担当者(各部門の所属長ならびにグループ会社社長)より情報管理責任者へ伝達・指示または報告することと規定されています。(内部者取引管理規定)
(2)情報管理責任者に報告された各種会社情報は、情報管理責任者が適時開示情報を決定します。
(3)適時開示する情報を決定後、総務部において適時開示報告書を作成し、情報管理責任者の承認を得て、速やかに東京証券取引所へ情報開示を行います。

【決算情報】
(4)決算情報については、経理単位の所属より月次、四半期および期末決算書類を経理部宛に提出することと規定されています。(経理規程)また、連結対象子会社からは、当社四半期決算、期末決算に合わせて当該決算書類が経理部宛に提出されます。
(5)経理部にてとりまとめられた決算情報は、取締役会または代表取締役の決定を経て、情報管理責任者に報告され、情報管理責任者の指示により経理部において適時開示報告書を作成し、速やかに東京証券取引所へ情報開示を行います。

2.会社情報の適時開示に係る社内体制全体のコンプライアンス状況
適時開示に係る社内統制全体については、監査室が年2回、下記(2)の2項目を中心に内部監査を実施しています。
また、必要に応じて総務部ならびに経理部は、顧問弁護士・会計監査人より助言を受けております。
(1)実施時期
定期監査:半年毎1回(年2回)、臨時監査:必要に応じて随時実施する。
(2)監査ポイント
・「会社情報の適時開示規則」に基づき、報告内容の適正性の検証
・報告書の提出期限の適正性の検証

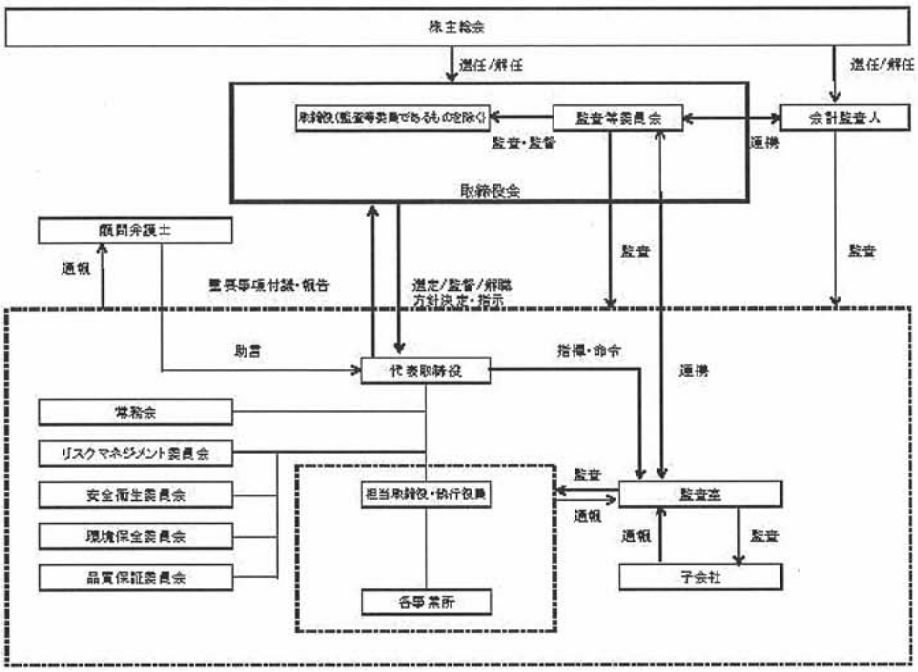
株主総会
選任/解任
選任/解任
取締役(監査等委員である者を除く)
監査等委員会
会計監査人
監査・監督
連携
取締役会
顧問弁護士
通報
重要事項付議・報告
選定/監督/解職
方針決定・指示
監査
監査
助言
代表取締役
指揮・命令
連携
常務会
リスクマネジメント委員会
安全衛生委員会
環境保全委員会
品質保証委員会
担当取締役・執行役員
各事業所
監査
監査室
通報
通報
監査
子会社

適 時 開 示 体 制 の 模 式 図

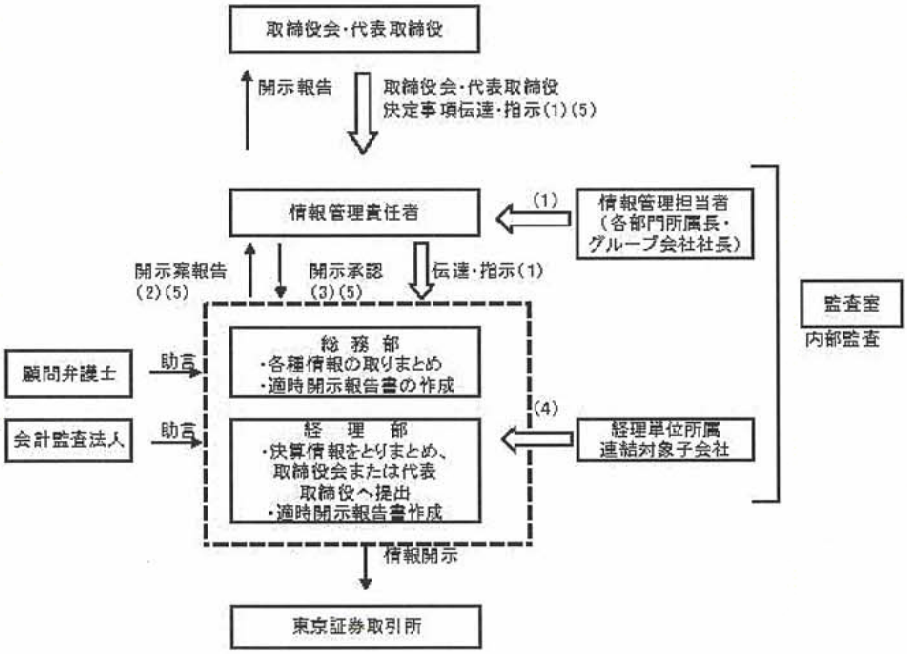

(1)適時開示の可能性がある各種会社情報
(2)情報管理責任者に報告された各種会社情報
(3)適時開示が決定された情報
(4)決算情報
(5)経理部にて取りまとめられた決算情報